

旅券事務での住基ネット利用に関する調査結果

1 県民アンケート結果(H16.9.27～10.22実施、旅券申請者回答)

(1) 住基ネットの利用希望

	回 答 内 容	回答数	割 合
1	住民票の提出を省略したい(利用を希望する)	952	41.2%
2	今までどおり、住民票を提出したい(利用を希望しない)	948	41.0%
3	わからない	411	17.8%
計		2,311	100.0%

(2) 住基ネットの利用を希望しない理由

	回 答 内 容	回答数	割 合
1	戸籍抄(謄)本を取るついでに住民票も取ることができるから	492	51.4%
2	申請窓口で待たされるのはいやだから	73	7.6%
3	窓口で住民基本台帳ネットワークを利用されたくないから	351	36.7%
4	わからない	41	4.3%
計		957	100.0%

(1)の2の回答数と一致しないのは複数回答があるため

2 市町村アンケート結果

(1) 住民にとってのメリット・デメリット(住民基本台帳担当課回答)

	回 答 内 容	回答数	割 合
1	メリットの方が大きい	61	52.1%
2	デメリットの方が大きい	3	2.6%
3	どちらとも言えない	52	44.4%
4	その他	1	0.9%
計		117	100.0%

回答理由は資料3 - 1A、自由意見は資料3 - 1Cのとおり

(2) 財政運営上の影響(財政担当課回答)

	回 答 内 容	回答数	割 合
1	支障がある	13	11.1%
2	支障はない	67	57.3%
3	どちらとも言えない	35	29.9%
4	その他	2	1.7%
計		117	100.0%

回答理由は資料3 - 1B、自由意見は別紙3 - 1Dのとおり

パスポート申請の際の住民基本台帳ネットワークの利用についてのアンケート

はじめに

長野県総務部国際課

パスポートは海外で唯一あなたの国籍と身元を証明する重要な公文書です。旅券法により、ご本人であることをしっかり確認することやパスポートをお受取りいただく際に窓口までお越しいただくなど、様々な手続が定められています。

このような制度上の理由から、申請者の皆様にはお手数をおかけしておりますが、県では県民の皆様の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

ご多忙のところ恐縮ですが、パスポートの申請をいただく際に住民基本台帳ネットワークを利用することについて、県民の皆様のご意見を伺いたく、下記のアンケートにご協力をお願いいたします。

(お子様などの場合につきましては、保護者の方がご回答いただいで結構です。)

1 ご自身のことについて

(1)ご職業など

0歳から6歳まで(小学校入学前の乳幼児)

小学生

中学生

高校生

学生(専門学校、短期大学、大学、大学院、浪人生など)

勤労者(自営業、自由業、アルバイトなどを含む。)

主婦、家事手伝い、退職者など

(2)年齢

0歳から9歳まで

40歳から49歳まで

10歳から19歳まで

50歳から59歳まで

20歳から29歳まで

60歳から69歳まで

30歳から39歳まで

70歳以上

2 住民基本台帳ネットワークの利用について

県が住民基本台帳ネットワークを利用しますと、パスポートの申請書類のうち住民票の提出が原則として不要となります。ただし、有効期限が切れているものを含め新規に申請される場合、戸籍謄本等はこれまで通り、窓口にお持ちいただく必要があります。また、パスポート窓口で係員が申請書に基づき住民基本台帳ネットワーク利用端末を操作して住所や氏名など住民票記載の事項を確認させていただくため、申請窓口でこれまでよりも少し長く(3分程度)お待ちいただくこととなります。なお、住基ネットの維持管理には、県全体で年間5億3,600万円の費用が使われており、パスポート申請の際に住基ネットを利用するためには、5年間で約2,700万円の費用が新たに使われることとなります。以上の点を踏まえた上で、

住民基本台帳ネットワークの利用により住民票の提出を省略したい。

今までどおり、住民票を提出したい。

わからない。

3 2で を選択された方にお聞きします。その理由は、

戸籍抄(謄)本を取るついでに住民票も取ることができるから。

申請窓口で待たされるのはいやだから。

窓口で住民基本台帳ネットワークを利用されたくないから。

わからない。

ご協力ありがとうございました。



市町村名：

市町村課行政係 行（FAX：026-232-2557）

送信票不要

パスポート事務における住基ネットシステムの利用に関するアンケート

平成15年4月1日以降、パスポート申請の受付事務において住基ネットシステムを利用することが法的に可能となりましたが、本県では導入しておりません。本県がパスポート申請窓口で住基ネットシステムを利用するためには、5年間で約2千7百万円の県費負担が新たに必要になります。

このシステムを利用することにより、申請者は、パスポート発給の申請時に住民票の添付を省略することができることとなります。ただし、いわゆる更新等の場合を除き、新規に旅券申請を行う場合には、従来どおり戸籍謄（抄）本等を窓口を持参、提出する必要があります。

そこで、以上の点を踏まえた上で、県がパスポート事務において住基ネットシステムを利用することについて、担当課（Q1は住基台帳事務担当課、Q2は財政担当課、Q3は両課）としてどのようにお考えであるか、率直なご意見をお聞かせください。

Q1 住民にとってのメリット、デメリットについて、どう思いますか？

項目	該当に	理由
メリットの方が大きい。		
デメリットの方が大きい。		
どちらとも言えない。		
その他 (内容：)		

できるだけ「理由」の欄もご記入願います。

市町村名：

Q2 住民票の手数料収入が減ることになりますが、財政運営上どう思いますか？

項目	該当に	理由等
支障がある。		
支障はない。		
どちらとも言えない。		
その他 (内容：)		

できるだけ「理由等」の欄もご記入願います。

Q3 その他、意見等がございましたら自由にご記入ください。

(住基台帳事務担当課)
(財政担当課)

ご協力ありがとうございました。

下線を付した部分は、誤解に基づくと思われるもの。

Q1・回答1(「メリットの方が大きい」)の理由

住民票を取得する費用手間が省けるため
・経済的負担減 ・時間的軽減 ・電子証明書と併せた将来的展望への糸口となり得る ・住基ネットに対する住民理解の端緒 ・本来実施されているべき事項であり、理由の如何に関わらず行うべきもの
・住民票の手数料を負担する必要がない。 ・戸籍の提出が不要な人は手続き場所が一ヶ所ですむ ・窓口での待ち時間が少なくなる。(混雑が緩和される。)
住民における住民票取得のための費用、労力の負担の軽減が図られる。
現在一般住民が、住基ネットで目に見えて恩恵を受けることがパスポート事務の他にないと思われる。
市民サービスの面から負担が減少するのでよい。
住民票の取得手数料がかからない。 市町村窓口まで出向く必要がない。
住民票の添付が省ける
住民にとってはメリットのほうが確実に多いように思える。手間が少なからず省けるのだし、どれだけのメリットがあるかあまり考えていない人でも長野県だけ導入していないことに不満を感じている人もいると思う。
パスポート申請者である顧客に対する著しいサービス向上がはかれるため。
市民にとって住民票を取る手間と料金を節約できるようになるため
住民負担の軽減につながるため
住民にとって住民票をとる必要がなくなり、更新の際、市町村役場に行く必要がなくなることは利便性が向上すると思われる。
住民にとっては市役所にくる手間が省けるのでその分はメリットがある。
・本籍地と住所地が異なる場合は役所での手続きを要しない。 ・住民票手数料の負担がなくなる。
添付書類が減り、申請手続きの煩雑さが緩和され、手数料負担も減る。
維持経費と証明手数料から見ても年間18000人以上が利用すればメリットはある。また住民の住民票の交付申請に費やす時間を考えると住民に対するメリットは大きいと思われる。
住民にとって費用の軽減や、本籍地と住所地が異なる場合の二度手間の解消などメリットがある。 住基サービスの一つであり、早期実施を望む。
住基ネット整備目的に沿うと思われる
住民票の発行手数料の負担がなくなる。大きいとはいえないがメリットはあると思う。
手数料(住民票300円分)がいらぬのは、やはり住民にとってメリットと考える。
本籍地と住所地が違う人には、両方の役所に行く手間が省けるし、手数料もかからないので、住民にとってはメリットがあるのではないかと思う。
窓口に住民票を取りに来る負担(時間的・料金的)がなくなる為、住民にとってはメリットが大きいと思います。
住民票手数料が不要となる。
準備する書類が一つになるから

手数料の軽減
申請の為に添付書類は少なく、経費もなるべく安い方が良くはないでしょうか。
住民票を取らないでいいので、住民にとっては手間が省け便利だと思います。
住民票を取らなくて良いから。
負担が少なくなる。住基ネットの利用につながる。
住民票申請の手間や手数料を納めなくて良いため。
住民票を取得する時間および手数料が省け、メリットが大きい。
「住民にとって」という質問ですので、メリットの方が大きいと考えられます。戸籍は住所地と同じ市町村とは限らず、窓口に来庁せずとも郵送等で交付請求される方も多いようです。ただ、5年間で2,700万円県費より支出ということですが、年間申請件数が記載されてませんので分かりませんが、年間申請件数が2万件以上であれば、メリットはあると思われます。
住民票のみ取得するため市区町村の窓口へ出向く必要がなくなる。又経費の節減にもなる。
住民票をとる手間だけでも、軽くなればそれなりに効果はあると思うから。
窓口で申請書を書く「手間」と手数料の「負担」がなくなるので
更新時における手数料、また、来庁するという負担は省くことができる。
住民票手数料の費用が不要となり、パスポート申請時の費用軽減につながる。
住民票をとる手間と、手数料の負担が無くなる。
本籍地と住所地がちがう市町村の場合、原則2ヶ所の役所に出向いて戸籍謄(抄)本・住民票の交付を受けることになるが、役所の業務時間内に2ヶ所に来庁することは住民の負担が大きいため。
役場まで足を運ぶ必要がなくなることに加え、手数料の負担がなくなるため(本籍のある人以外)
住民にとっては、住民票をとる手間と手数料が無い点ではメリットになると思います。
住民票の添付が必要なくなれば住民の負担が減少するので、少なからずメリットがあると思われます。
住民票を取り寄せる時間と手数料がかからない事は、大きなメリットである。
手数料の負担がなくなる。有効期間内更新の場合役場への来庁不要。
住民票分の手数料が不要。
手数料分がいらないため
申請者の手続きが簡素化されるため。
住民票の手数料300円がかからないので。
住民票を取る手間が省けるので
本籍地と住所地の異なる住民も多く、添付書類の省略が可能となれば負担の軽減が図れる。
住民の負担の軽減になる。
他県と差異が生じているのはどうかと思う。その点は混乱するだろうし、窓口で度々質問されることもある。
提出書類の簡素化は、住民サービスの向上といえる。しかも住基ネットを有効に使うべきで他県は既に実施しているため。
更新時だけでも住民票が不要になれば住民にとっての負担は軽減される。
住民のみで考えれば、更新時のみの場合のみであっても、一部の方は手間が省かれるので、デメリットはないが、新規で申請される方がどの程度の比率になるのか。

Q1・回答2(「デメリットの方が大きい」)の理由

・県の追加費用だけでなく住基ネット維持の市町村のトータルコストを考慮すれば県民のデメリットの方が大きい。

・住所地で発行する「住民票」は地理的に比較的容易に取得することができる一方で「戸籍謄本」は本籍地から取得する必要がある「戸籍謄本」の省略化が図られなければ、パスポート事務の手続き上での情報化による住民のメリットは少ない。

住民票のみ省略できても、戸籍関係書類は市町村窓口に来なければならないため住民にはメリットがない。

従来どおり戸籍謄(抄)本の提出が必要であるならば、住民にとってのメリットの方が大きくなるとは考えにくい。

住基ネットシステムの利用に住基カードが必要であれば、現在のカード発行状況から見て住民にとってのメリットはますます小さくなる。

Q1・回答3(「どちらとも言えない」)の理由

戸籍が必要なので申請しなければならない。が、申請は、一つでよく負担額も減る。
戸籍類も必要となるため市町村窓口へ来なければならないが、住民票の写しの手数料を納めなくて良いという利点がある。
システムでの利便性は活用していくべきだと思います。
住民票代がかからなくなるのは良いことだと思いますが、戸籍は取得しなければなりませんので、どちらとも言えないと思います。
住民にとっては添付しないほうが楽ではあるが、経費を考えるとどちらとも言えない。
手数料がかからなくなる分はメリットだが、システムの特費用効果が不明。
住民票を取りに行ったり、手数料の納付に関して負担は軽くなりますが、新たな県費負担が住民にどう影響を及ぼすのか分からないため。
戸籍申請のために来庁するので、住民票の申請がなくても変わりがない。
役場窓口には来なくてはならないから。
戸籍は、いずれ市町村でとりよせなければならないので・・・
戸籍をとるためには、本籍地市町村役場での手続きになるため、負担はそれほどかわらないと思われる。
再申請をする村民にとっては役場へ出てくる必要がなくなるのでメリットが大きいと思われるが、新規申請の村民にとっては、住民票発行手数料の軽減が図られると思われるが、戸籍を得るために、役場に出てくると思えば大差は無いと思われる。
金銭の負担はなくなりますが、住民票の広域交付により、住所登録地と本籍地が違ってそれぞれの役所に行く必要がなくなっていることもあり、なんとも言えません。
戸籍謄本等の添付の省略又は旅券申請の電子申請が将来可能になれば、住民票の添付の省略もメリットではあるが、現在の紙ベースの申請手続きでは、申請書や案内は役場窓口でも入手可能であり、その時にあわせて、住民票や戸籍謄本を発行することが多く、住民の効率性からみると本村においては、それほどメリットがあるとは思えない。
住民票の添付を省略することとなれば、住民票の発行手数料が不必要となり、住民の費用的な面でみれば、メリットはあると思われる。
住民票手数料がいらないにしても、旅券申請に窓口に来て戸籍謄本等の取得をしなくてはいけないのでなんともいえない
更新の場合のメリットは大きい。 しかし新規の場合、住所と本籍地が別市町村にある人にはメリットがあると思うが、同じ場合には住民票分の手数料がかからないというメリットはあるが、取り寄せる手間は変わらないのではないかと。
住民票分は節減されるが、戸籍抄本が必要な状況の中、結局は市町村窓口に出向くことには、変わらないため。
パスポート用の住民票申請の件数については特定できないが、従来通り戸籍謄(抄)本は必要になるため、窓口に来庁していただくことになるのでどちらとも言えない。
・住民は住民票料金不要となるが、戸籍の添付が必要なため、必ず市町村の窓口に出向く必要がある。 ・発給窓口の煩雑化、セキュリティ等の対応は・・・？
更新の場合は役場に来なくてもよくなるのでメリットがあると思うが、新規の場合は戸籍が必要となるので住民票がいらなくても来なくてはいけないのでメリットがあると思えない。
住民にとって旅券の申請は、5年～10年に1度位の事で頻繁にあることではない。又、当町では戸籍とあわせて住民票をとる方も多く、窓口に来る回数がかからない。デメリットではないが、恩恵をうけられるのは一部の者のみと思われる。

住民票の手数料はかからなくても、戸籍等を窓口(市町村)に取りに行くことにはかわりないので、どちらが大きいとは言えないと考えます。パスポート申請時は、どちらかという和本籍地が遠くて戸籍を取り寄せることの方が面倒と感じている住民の方が多いので、住民の方のアンケート結果にそっての導入有無検討でよいのではないかと(市町村の意見より)と思います。

多額な費用がかかるだけに、見合った利用者がいるかどうかかわからないので。

住民票だけで事が住む人には若干メリットはあるが、申請用紙等を含め、現状では他にメリットはない。ただし、住基ネット推進という面からは必要と考える。

(戸籍と)両方でないと効果が得られない。

戸籍の添付が必要なくなるのなら、かなりメリットがあるが、住民票は住所地で取得できるので、あまりメリットがあるとは思えない。

住民にとってパスポート申請自体が、一生のうちでどれほどあることなのか疑問。

・件数が少ないこと。
・案内、又申請についての相談を役場窓口まで一度は来庁されるケースが多いため。

年間通してパスポート申請・更新のための住民票申請は数件でしかなく、メリットはあるだろうが、全住民のごく数パーセントでしかない。

パスポート申請に使用する住民票の交付申請が件数が少ない。
新規申請の際は、戸籍の申請に窓口に出向かなければならないから。

パスポート申請としての住民票の発行件数は多くない。

住民が申請の際に戸籍が必要であるので、結局市町村に行かなければならない。そのため、住民にとって手数料だけのメリットであるので、手数料分を県の方で負担すれば解消されると思われる。

利用者にとっては、住民票をとる手間が省かれるので便利になるとは思いますが、5年間で2千7百万円の財源はどこから充てるのでしょうか。また、それほど頻繁に行われる申請ではないので、個人的には多額のお金をかけてまで入れなくてもいいと思います。

住民票の手数料が不要となるのでメリットがあるように思えるが、一件300円のために何千万円も費用がかかるようでは、本当に住民のためになるのかわからないため。

更新申請が少なく、新規申請がほとんど

手数料(300円)が無料になるが、個人情報保護に疑問視の声が上がる恐れもあるため。

手間がかからないのは良いが、個人情報に過敏になっている現在では、不安に思う人も少なからずいるので一概に良いとは言えない。

カード発行数から見ても、あまり支障(?)があるとは思われないため。

メリットがあるとも思わないが、デメリットの方が大きいとも思わないので。

実際に運用が開始されないと予測は難しい。新規申請は現状と変わらないのは問題がある。

パスポートの更新の際だけでは、住民が混乱するだけではないでしょうか。

住民票省略の条件として住基カードの交付申請・受領のため役場へ二度出向かなければならず、戸籍謄(抄)本の交付を受けるためにも役場へ出向かなければならない。しかし、住基カードはパスポート発給事務のみを目的としたものではない。

パスポート申請のほとんどは新規申請である。住基カード取得者がまだ一部である。(現状は印鑑登録証として使用)

・申請者の手間の軽減となる。
・住基ネットでの利用者は少なく、パスポート申請のための住民票申請はさらに少ない。

回答4(「その他」)の理由

住民のメリットは役所が判断すべきでない。もっと目線を下げなさい。

Q2・回答1(「支障がある」)の理由

自主財源の減少
影響額は年額360千円程度と見込まれるが、貴重な自主財源の減少は財政運営上支障があると考えている。
財源不足が慢性化している当町では、収入源の減少は財政運営上とても厳しい。
減った分はどこかで補わなければいけない為。
小額ではあるが財源が減ることには支障がある。
件数とすれば若干であるが、その分についての収入減を考えれば支障になる。
件数は限られているが、貴重な財源は確保しておきたい。
少額ではあるが収入が減るため、多少支障があると思われます。
大きな割合ではないが収入が減ってしまうので。
パスポート発券のための住民票手数料が減少するため、財政運営上は支障がある。しかし、当市ではパスポート発券のための住民票手数料は推計で500千円程度であるため、歳入額からみればその占める割合はわずかばかりではある。
収入減になることは明らかである。しかし、ネット社会において安全保証の体制のもとに県民益の向上につながるのであればやむを得ないとする。

Q2・回答2(「支障はない」)の理由

平成15年度の住民票手数料収入(パスポート分)は概ね31万円であり、その分の減収は支障はない。
H15年度で年間約750件、金額で225千円、全手数料収入の2.7%とわずかであるため。
パスポート申請のための発行はそれほど多くはないと思われる。
発行数がそこまで多くないため支障はない。(年間約500件程度)
影響額は、少ないと思われる。住民サービスの向上を図ったほうがよい。
パスポート申請時における収入としてはわずかである。
パスポート目的の発行件数が少ないため。
件数が少ない
年間にパスポート申請の住民票の件数はさほどないので、特に支障はない。
数万円の減少が予測されるが、支障はない。
少額のため
パスポート申請に係る住民票発行件数は全体の中でそれほど多くはないと思われるため。
住民登録手数料は年間900千円位であり、パスポートのための手数料はわずかな金額と思われるため。
旅券発行のために住民票を交付した件数は推定で年間150件程度であり、手数料としては約45,000円の減収となる。この程度であれば財政運営上大きな支障はないと考える。
年間手数料60万円弱のため、財政運営上、特に問題なしと思われる。
発行件数から言って、それほど財政に危機を及ぼすほどの収入ではない。
影響額が小額であることから支障はない。
件数がそれ程多くない。
当村では、小規模のため、この理由で取ることが、年1、2件と極めて少ないため支障はないと思われる。
財政に影響する額ではないため
住民票の申請が少ないためほとんど支障がない。
パスポート申請による、住民票発行の申請件数は、少ないので影響はないかと思われる。
パスポートのための交付は年に5件程度しかないので、影響は極めて少ない 手間が省けるのだから収入が減るのは当たり前
パスポートの申請に係る住民票取得者は、年間を通してそれほど多くはなく、住基ネットを利用することによって多少の手数料減にはなるが支障はないと思います。
当村では年間にパスポートの為に交付する件数は少ない為
パスポート申請に関する証明料収入はごくわずかである。
住民票の添付省略による発行手数料の減収の影響は、それほど大きくないと思われる。
年額の手数料は少額であり、まったく問題はない。
パスポート申請用の住民票発行件数は少ないと思われるため。
パスポート申請のための件数は、支障があるほど多くないため。

パスポート分程度では大して変わらない。
パスポート申請目的の住民票申請は年間でも少なく、住民票手数料300円であるため。
当村では、パスポート申請で住民票を請求される方は少数のため、大きな影響はないように思われる。大きなところは、どうなんでしょうか。
パスポート申請としての住民票の発行に対する手数料は多くない。
パスポート申請のための住民票の請求は、全体の割合からはたいした件数ではないため。
パスポート取得のための住民票の手数料は、年間1割にも満たないことから財政運営上大きな支障はない。
パスポート申請に係る住民票の件数にもよるが、それが財政運営上支障をきたすとは思えない。それよりも住基ネット等を用いた電子自治体構築における窓口事務のによる人件費メリットか将来的には大きいのではないか。
住民票発行がパスポートの発行に係わる大半をしめているわけではないため、財政上大きな支障を与えとは考えにくい。
財政上は支障はない
交付件数からみても、その分の手数料収入が減ることによって大きな影響を及ぼすことはないと考えられる。
パスポート発給に係る住民票の手数料収入は、年間で数万円程度のため
年間の申請件数が少ないため影響はない
金額的に少額であるため
パスポート申請のための住民票取得の数を確認はしていないが、当村では財政上支障のする額ではないと思う。
件数が少ないため、財政運営に直接支障が出るとは考えづらいが、減額分は交付税措置等を要望する。
パスポート申請のための住民票の請求件数が少ないため。
金額が少ない(年間100件程度)
件数にもよるが、それ程大きな影響はないと考える。
パスポート申請に用いる交付申請件数は極少と思われる。
件数が少ないため
手数料収入が少ないため、特に影響はない。
年間20～30件として×@300=6,000円程度の手数料のため、支障は無い。
パスポート申請件数はそれほど多くない
収入の減に対応し、交付事務が減少するため、人件費の削減が可能となる。
手数料収入の減少はあるものの、財政に影響するほどの額ではない。住民の利便性を考慮するとやむを得ない。
住民の利便性を考えれば財政面での支障には入らない。
やむを得ない
パスポート申請のために住民票を取得する人はあまり多くはないので、支障はないと言い切れないが、収入が減るとするのは少し痛いです。
その分(減収分)、人件費として削減できる為
手数料減収になるが、住民サービス向上のメリットがある。業務減量分は機構見直しの中で吸収していく。

Q2・回答3(「どちらとも言えない」)の理由

利用した場合は年間数十万円程度ではあるが収入が減少し、その点において、支障がないとは言い切れなため。
パスポート申請のための住民票交付は年間50件弱(15,000円)程度だが、財政難のおり、収入が減るのは厳しい
事務が軽減されるとはいえ、手数料が減額になった場合、影響が少なからずあるのは確か。
支障がないとはいえないが、住民サービス向上にもつながるため、甘受せざるをえない。
パスポート発給のための住民票交付手数料収入が把握できていない。しかし、住基カード発行手数料と単価に大差がなく、歳入全体に占める割合は軽微である。
件数が多くないため。
若干手数料は減ってしまうが、件数はそう多くはない。
パスポート申請のための申請件数は財政的にはそれほど支障はない。
カード発行数から見ても、あまり支障があるとは思われないため。
例えば1通300円の収入でも、有ると無いとでは大きな違いがあり、金額によっては影響も考えられるが、住民票を発行しない場合は、当然経費もかからないものであり、財政的な影響はそれほどないものとする
・やむを得ないものの理解する
手数料収入として年間約36万円が減少となるが、住民票交付に係る事務的経費は不用となるため。
現に発行しないので、やもうえない。
住民票だけではなく戸籍も必要であるなら住民票を取るための努力は今までどおり、住民票の手数料分だけ負担は減る。住民福祉には繋がる。当庁の年間住民票発行の手数料は100万円、この内パスポートに係るものは不明だが、町とすれば手間は軽減されるので、その分収入が減るのは仕方がない。
どれだけ収入が減るか把握不能、村なのでそんなに影響は無いと思う。
パスポート申請に係る住民票の申請は少ないと思われるので、財政運営上の支障は少ない。
パスポート発給に伴う住民票の申請は、月平均20件、年間7万2千円前後のため支障はないが、県費負担2千7百万円等に対する市町村負担が新たに必要となるのであれば、支障を来すおそれがある。
パスポート用の住民票の写し交付手数料が減っても、当町には証明書自動交付機も設置されていて、上伊那広域の諸証明書手数料が収入となるため、全体的な収入減にはつながらないと思われる。
パスポートのための住民票手数料は僅かであるが、費用対効果で考える必要があると思う。
パスポート延長申請者がどの程度いるかわからないので、何とも言えない。
手数料収入減の観点の論議ではないと思います。県民が真に、この制度を期待しているかどうか。
発行された戸籍謄(抄)本が実際にどれだけパスポートのために使われたかというのは市町村レベルでは不明のため。
パスポートの更新のための申請が何件あるか把握できないので、直ちに影響が出るかどうか、予測し難い。
町のパスポート発給件数を県に問い合わせたところ、「わからない」とのこと。金額が解らなければ判断できない。
パスポート申請のための住民票請求件数が把握できないので、手数料額が不明である。
パスポート申請のための手数料額が特定できない。
住民にとって旅券の申請は、5年～10年に1度位の事で頻繁にあることではない。又、当町では戸籍とあわせて住民票をとる方も多く、窓口に来る回数はいくらでもない。デメリットではないが、恩恵をうけられるのは一部の者のみと思われる。

Q2・回答4(「その他」)の理由

システム導入する段階で手数料収入がへることについては、既に了承済み

Q3・自由意見(住基台帳事務担当課)

住基ネット有効利用のため早期に実施すべき

住民票の手数料収入の増減によってのみ、この問題を捉えるべきではなく、住民の立場に立ってこの問題を検討していくべきと考えます。
住民登録地と本籍地の市町村が異なる方はたくさんいますので、そうした方にとってメリットは大きいものと推測されます。

新規申請をするには戸籍の添付が必要なので、住民票も一緒にとれば手間を省略することにはならないのでは？という考えもあるのですが、本籍と住民票が異なるケースも多くあるのでいちがいにそうとはいえないのではないのでしょうか。また財政課Q2にあるとおり、住民票の添付が必要でなくなるということを前提にシステムを稼働させたので、住基ネットシステムの利用をすすめていただきたい。

住基ネットを有効に活用すべきと考える。

多額の投資を行って整備したシステムであり、使用できるのに使わないほうが無駄。

住民にとっては利便があると思います。2点程お聞きしてもよろしいでしょうか、将来的にパスポート申請に限ったものなのでしょうか？住民票を添付する必要はないということですが、手数料については、県は住民に負担をしてもらうものなのでしょうか？

住基ネットの維持費等相当かかっている、利用しないともったいないと思うので、住基ネットを使えるところには積極的に使ってもらいたい。

住基ネットは、当時県の強い指導で導入した経緯があり、また「パスポート申請時には住民票が必要でなくなる」という住民向け広報もしました。住民サービスの観点からも、住基ネットの効率的な運用を望みます。また、他にも住基ネットを利用した事務があることから、パスポート発給事務についてだけ意見を求めるのは如何なものでしょうか。

住民基本台帳ネットワークシステムを導入する際のメリットの1つであり、又、他の業務においてはすでに本人確認情報を使用しているところもあるため、住民の負担を軽減するための措置として早めの実現が求められる。
尚、セキュリティ対策に関しては万全な体制を望む。

住基ネット稼働にあたり市町村はお金をかけているので、パスポート事務における住基ネットシステムを有効利用すべき

せっかく導入したシステムなので、利用できるものはしていく方向で考えたいと思います。

他県は既に導入しており、市民の苦情もあることから早急に実施してほしい。

パスポートにおける本人確認のための住基ネットの利用は、他都道府県と比較し長野県民のみが受けられていないサービスであり、不公平であると考えます。
利用が開始されることになれば、住基ネット稼働・運用のために市町村が支出している費用がより効果的に利用されることになり、住民にとってもメリットが増えると考えます。逆に、市町村の住基ネットにかかる費用は、利用されてもされなくても変わらないため、利用しないことは大変なロスであると考えます。
県が5年間で負担する2千7百万円という金額は少額ではないですが、その5年間にパスポートのための住民票を取得する県民一人当たりの単価や、新規・更新(戸籍の添付が必要・不要)の比率、住民票と戸籍が同一市町村の者の比率等示していただき、分かりやすく判断できるようにしていただきたい。

全国で同じように稼働している住基ネットで、長野県以外の都道府県は、サービスを開始し住民票の交付料が不要としています。長野県民だけがサービスを受けられず住民票の交付料が必要という状況は公平ではなく、早急に導入すべきだと考えます。

窓口事務の負担が少なからず減るので、それはありがたい。住民票発行事務、市民への説明(なぜ長野県だけやっていないのかとか、説明に時間をとられる。)が簡単になるので。

他府県では、住基ネットシステムを利用しパスポート発給業務を行っているが、特にトラブルとか問題が発生してなければ、当県でも早急に開始して頂きたい。

住基ネットの2次稼働が始まり、公的個人認証サービスも開始される中、長野県だけが住基ネットを利用した本人確認ができないのはいかがでしょうかと思われるが、2700万円かける事業かどうか発行件数等を考慮のうえ検討してください。

また、県電子自治体協議会が検討している電子申請届出システムを構築していく中で、住基ネットを利用する事務も発生するのであれば、総合的に検討してください。

住民が、自分の住民票コードを忘れてしまった場合は、住民票コード入りの住民票を取得しなければ、住民票コードを確認する手段がなかったり、戸籍の本籍地と住所地が同じ市町村の場合、市町村窓口へ出向く必要があるなど、実質的なメリットは薄いかもしれないが、住民の選択肢が広がるという意味で、メリットはあると思われる。

パスポート申請に発行する添付書類の手数料は極僅かですが、システムに係る費用が気になる。住民にとっては住民票分の手数料が軽減できるので良いと思う。
住民票について実態調査等随時行い、運用する必要がある。

- ・住民票の添付が不要になれば、申請者にとってのメリットは多少あるかと思えます(微々たるもの)。
- ・維持管理費に対しての利用が多ければ実施してもよいのでは。
- ・住民から、住民票をパスポート申請に添付することについての意見や問い合わせはありません。

住民基本台帳のネットワーク化は、住民負担の軽減や住民サービスの向上を図るという点からは利用することが望ましいと思えますが、新たにかかる県負担の費用等について住民がどう感じたのか、広く意見を伺っていただきたいと思えます。

県費負担が大きくなる分、システムの導入効果が上がれば良いと思う。

導入については問題(他の業務も含む)ないと考えるが、市町村の負担が増大しないようにお願いしたい。セキュリティ等を含め、住基ネットの管理・対応が市町村にとって大きな負担となっている。大変な業務であるにもかかわらず、当初この種の説明等はなく、しかも責任は市町村にあるというのはいまでも合点がいかない。

県の責任で早期に実施するよう要望する。
費用負担を市町村に求める事の無いように。

パスポート申請には、添付書類が必要で、本人が申請に出向かなければならない。本年5月より申請時間が延長され、申請者の利便は図られて来たが、今後も更に改善を望みます。

必要な情報を共有することにより、住民の皆さんに対するサービスの向上と、事務処理の効率化を図るためにも、住基ネットシステムを今後活用できる部分で活用していただきたい。

セキュリティ対策など情報の保護等十分に配慮し、安全に運用されるよう対応してもらいたい。

申請者の手間が省けるのであれば有益かと思うが、戸籍謄本を取らなければいけないことを考えると、住民票添付を省いても手続きの簡素化と感ずるかどうかわからない。あくまで必要な人のみ申請するものなので、住基ネットを使用するのであればパスポート取得手数料は上げるべきであるし、上げた分は市町村へ還元すべきである。

システムを利用することも必要であるが、新たに県費負担をかけるほどのメリットがあるのか疑問である。

・市町村が取り扱う戸籍住民基本台帳事務においては、全国的になりすまし等の事件が発生しており本人確認等による厳正な取扱いが行われているところであり、10年(又は5年)ごとに申請更新するパスポートの申請の手続きの簡略化よりも、むしろ国籍を唯一公証する(多分)のものであろう「パスポート」の申請手続きにおいて、住所証明である住民票の添付の省略が、パスポート発行の厳正な手続きにどのような影響をあたえるのか、そうした検討が必要であると考えます。

・Q1で述べたとおり、住民票の省略化だけでは住民のメリットは少ない。そもそもこの検討が住基ネットありきで進められてきているため、パスポート申請のもうひとつの添付書類である戸籍謄本の省略化が議論検討されていないという点が、非常に残念であると考えます。真に住民のニーズを把握しようというのであれば、法務省民事局で検討されているであろう「戸籍手続オンラインシステム」も包含する中で、パスポート手続きにおける情報オンライン化(住基ネット+戸籍手続インラインシステム等)についてのメリットデメリットの検討や市民ニーズの把握が行われるべきではないでしょうか。

県全体でどの位の件数を扱うのか分かりませんが、システムの維持費が大きい割に省略できる時間はあまり大きいと思えません。

本人からの住民票、戸籍謄抄本の請求の場合、請求事由を明らかにする必要がないためパスポート用にとのくらい発行されているかは不明ですので、県で資料を示していただきたい。

電子証明がまだ一般的でなく、パスポート取得はよい機会とは思いますが、パスポート申請回数が少ないのに県費等の負担が多すぎるとも思われる。

・どういった場合に住民票の添付が不要になるかを利用者の方々に知らせなければ、逆に混乱を招く恐れがあると思いますので、広報活動を十分に行なってください

実施にあたっては、住民への周知、旅行関係業界等への周知等十分なPRが必要と考えられます。

全ての申請に対して不要となるわけではないとのことですので、住民向けに周知徹底が必要です。(説明書等、小さい文字ではなく、すぐわかるように)

これから住基、戸籍など自動交付が増えていくでしょう。長野県知事はIT化、住民自治等現実を直視せず、自分の考えに意固地になり、自己矛盾に陥っている。結果的に田中県政のもとでは長野県民益を損う結果になるでしょう。良識ある県職員の方々の御活躍を切に願います。

住民にとってのメリット、デメリットについては、パスポート取得者個人のメリットととらえるのか、新たな県費の発生から県民の負担としてとらえるのか、また、情報セキュリティの脅威等からとらえるのか、回答に悩みました。

前者でとらえた場合はメリットが大きいと思いますが、後者の場合はデメリットが大きいと思います。

本人が住民票の申請に来た際には請求理由を記載していないので、パスポートの申請のために何通住民票を発行しているか把握できない。

住基カードは利用者が少なく、増にするためには市独自のサービスを提供し、より利用価値を高めていくことが必要ですが、それには又市町村の費用負担が大きくなり、難しいところがあります。極力費用負担を減少し、住基カードを利用した市民サービスの提供はできないものか模索中です。

Q3・自由意見(財政担当課)

住民への利便性が図られても、県及び市町村の財政負担を強いることになるため、費用対効果等の面からも慎重な検討が必要だと考える。
本村は人口が少ないため金額的には少額であるが、財政的には収入の減となるので、導入するにおいて市町村財政に考慮した方法としていただきたい。
・住基ネットシステムの市町村での維持管理費用は、パスポート事務の有無にかかわらず、変わらないため、できるだけ利用したほうが県民益になると思う。 ・5年間で2千7百万円の県費負担が生ずるとしているが、年間では540万円ということになる。パスポート事務にかかわる担当者を一人減員すれば、ペイできる金額と思います。
住民サービスの向上につながるものであれば適当な措置であると考えます。
膨大な費用をかけて構築した住基ネットシステムですので、パスポート申請者等の利便性向上に役立てていただきたいと考えます。
窓口業務の負担減及び来庁者の手間を考慮すれば、財政的にもほとんど支障がないため、住基ネットシステムを推進すべきであると考えます。
自主財源が減少することは好ましくないが、住民の利便性を考慮すると止むを得ないものと考えます。
住民サービスが向上となることであれば、収入の多少の減少は何ら問題ないと考えられます。
住民票そのものについては、もともとの発行件数が少ないため、財政上の問題はないと思われる。県のパスポート発行上で照会手数料を取るのかどうか問題になるのではないかと。
市町村における住基ネットの運用経費に関しては、普通交付税の単位費用での財源措置とされています。県に対しても同様に措置されていることから、5年で2千7百万円の県費負担とは、単純に歳出額ベースによる負担額なのか、財源措置分を考慮したものなのか確認できません。仮に措置分を考慮していないものならば、標準事業として算入されている以上、県の経費負担増をもって実施しない理由とはならないのではないかと考えます。
ネットワークの機器は導入したものの、利用頻度等が低く、宝の持ち腐れの状況になっているのでは。
行政サービスの向上のための住基ネットであるべき。 予定されているサービスは延滞なく行なうべき。
県は本当にやる気があるのか、住民のサイドではパスポートだけでなく、もっと利便が図られるはずではなかったのか。 住基ネットのセキュリティーの検討はどうなったのか。方向について県は具体的に示すべき。
旅券発給の手続きの手間が少しでも軽減できれば、それは県民益につながると考える。
住民に対するメリットが大きいと判断して導入、整備したシステムではないのでしょうか。
市町村においては、住基ネットを整備した(させられた)ので、県が経費がかかるからやらないというのはおかしい。パスポートだけでなく、他の分野でも利用するためのものであるから、早期に運用を開始すべきである。
年間発行件数と住民利便性を最大限配慮願いたい。
多額の経費を要してシステムを導入したが、市民の利便性が向上しているのか疑問がある。導入効果を上げられるよう検討が必要ではないか。
導入により県民には多少便利になりますが、2700万円かける事業かどうかパスポート更新件数等考慮のうえ検討してください。
パスポートの更新は、5年又は10年であるため、住基ネット利用のメリットはあまりないと思われる。
住民メリットがあることは理解出来るが、5年間で約2,700万円もの負担をかける費用対効果があるのでしょうか。
住民票の手数料のうち、パスポート申請に係る数値がどの程度なのか把握していないが、減収となる分は県より負担して頂くのが相当かと思う。

住基ネットシステムを利用することで減収となる住民票交付手数料が交付金等により配分されるような仕組みをとってほしい。

県がパスポート発券業務における住基ネットシステム利用にあたり、導入経費について、市町村からの負担を求める計画はないと思いますが、もし市町村からの負担を考えているのであれば、市町村から負担を求めないよう要望します。

県費の財政負担を市町村へ転嫁することのないようお願いしたい。

住基ネットシステム利用により、パスポート発行時において住民サービスは向上するが、実際の利用状況件数等を市町村毎に示していただければ参考になる。(特に稼動直後には、議会等で一般質問があることが考えられ、かつ財政影響額の試算も可能となってくる。)

住基ネットに係る維持管理経費が財政上大きな負担になっています。より一層の財源措置を望みます。

新たな県費負担が5年間で2千7百万円は、意外でした。

住基ネットシステムがどれほど効果をあげているのか、今後の普及と併せて情報をいただきたい。